生体認証特約

第1条(生体認証)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、おきぎん I C キャッシュカード特約に定める I C キャッシュカードの利用の際に、次項に定める生体認証データの照合を行うことにより認証する方式をいいます。
- (2) 生体認証データの照合とは、I Cキャッシュカード上の I C チップ (以下「I Cチップ」といいます。) に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた本人の指静脈パターンを記録し、I Cチップに記録された本人の指静脈パターン (以下「生体認証データ」といいます。) と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合することをいいます。
- (3) 生体認証を利用することができる当行との間の銀行取引等の取扱いについては原則として第4条に定めるところによります。

第2条(生体認証契約の締結)

- (1) 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめ I C キャッシュカードの利用申込みが必要となります。
- (2) 生体認証契約の申込みの際は、当行所定の申込書に必要事項を 記入し、記名押印のうえ、生体認証データを記録しようとする I Cキャッシュカードを添えて当行窓口に提出して下さい。
- (3) 前項の申込みの際は、当行所定の方法により暗証届を提出して下さい。
- (4) 生体認証データの登録は、当行が前2項により提出された申込書及び暗証届の内容を確認した上で、当行所定の方法により行うものとし、生体認証契約は、生体認証データを登録したときから効力が発生するものとします。
- (5) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録に当たっては、 当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認 ができない場合には、生体認証契約をお断りすることがありま す。

第3条(取扱窓口の範囲)

- (1) 生体認証データの登録及び削除は、当行所定の方法により当行本支店窓口において取り扱います。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の方法により端末機並びに 生体認証データの照合機能のある現金自動預金機、現金自動支 払機、自動振込機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下 「I Cキャッシュカード対応自動機等」といいます。)において 取り扱います。

第4条(生体認証の利用範囲)

生体認証を利用して行うことができる取引等は、ICキャッシュ カード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。なお、預 金口座への預金の預入れは、生体認証データの照合を行わずに取扱います。

- (1) 預金口座からの預金の払戻し
- (2) 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
- (3) 届出事項の変更、暗証番号の変更
- (4) 残高照会等の各種照会
- (5) 預金口座の解約
- (6) その他当行が必要と認めた場合

第5条(生体認証データの照合)

- (1) I Cチップに生体認証データを記録した I Cキャッシュカード により、 I Cキャッシュカード対応自動機等で前条に規定する 取扱いを行おうとするときは、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん I Cキャッシュカード特約のほか、当行所 定の生体認証のための手続に従って下さい。
- (2) 当行は、生体認証データについて、ICキャッシュカード対応 自動機等により同一性が認定され、かつ、ICキャッシュカー ド対応自動機等の操作の際に使用されたICキャッシュカード が、当行が本人に交付したものであること及び入力された暗証 と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のう え、第4条に定める当行所定の取扱いをします。

第6条(生体認証データの登録変更)

- (1) 生体認証データの登録の変更を行う際は、当行所定の届出書に 必要事項を記入し、記名押印のうえ、I Cキャッシュカードを 添えて当行本支店窓口に提出して下さい。
- (2) 前項の届出があったときは、当行は、ICチップに登録された 生体認証データを消去します。
- (3) 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行って下さい。
- (4) 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、 I Cキャッシュカード対応自動機等により取り扱いができない 場合があります。

第7条(ICキャッシュカードの再発行・事故・使用不能時 等の手続)

- (1) 生体認証データを登録した I Cキャッシュカードの再交付の請求があったときは、生体認証契約が解約されたものとして取り扱います。
- (2) 前項の場合において、生体認証を利用しようとする場合には、 あらためて生体認証契約を申込み、新しいICキャッシュカー ドに生体認証データの登録手続を行ってください。

第8条(生体認証データの照合ができない場合等の取扱い)

(1) I Cキャッシュカード対応自動機等の障害等により、当行が I Cキャッシュカード対応自動機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合

が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合には、当行は、生体認証データの照合を行わず、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎんICキャッシュカード特約により当行所定の取扱いをします。

(2) I Cキャッシュカード対応自動機等の障害等により、生体認証 データの照合ができないため本人又は第三者に損害が生じても、 当行は責任を負いません。

第9条(代理人の I Cキャッシュカード)

- (1) おきぎんキャッシュカードサービス規定第6条(代理人による 預金の預入れ・払戻しおよび振込)の規定により交付された代理人【おきぎんキャッシュカードサービス規定第6条(代理人 による預金の預入れ・払戻しおよび振込)の代理人をいいます。】 のICキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、本規定により取り扱います。
- (2) 前項の場合、本人が同席のうえ(当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。)、代理人のICキャッシュカードに代理人の 生体認証データを記録します。
- (3) 当行所定の手続により代理人の生体認証データを登録した場合、 当行はICキャッシュカードに登録された代理人の生体認証 データとの照合を行います。
- (4) 代理人による銀行取引等は、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限ります。
- (5) 代理人の行為により本人に損害が生じた場合は、その損害は本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- (6) 代理人のICキャッシュカードの生体認証契約を解約する場合には、第10条の規定に従い、本人から当行所定の届出をしてください。

第10条(生体認証契約の解約)

- (1) 生体認証契約を解約しようとするときは、本人は、当行所定の 届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、I Cキャッシュ カードを添えて当行に提出して下さい。
- (2) I Cキャッシュカードについて、おきぎんキャッシュカードサービス規定第15条(解約、カードの利用停止等)によるカード利用の停止の届出があったとき(同条第2項によるカード利用の停止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。)又は同条第3項によりI Cキャッシュカードが当行に返却されたとき又はI Cキャッシュカードが当行に提出されたときは、第1項の届出があったものとして取り扱います。

第11条 (規定の適用)

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカード サービス規定、おきぎんICキャッシュカード特約が適用されま す。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん ICキャッシュカード特約と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第12条 (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から 適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のためにICキャッシュカード上のICチップに自己の指静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証データは、当行所定の機器により、申込者またはその 代理人の指静脈パターンとICチップ上の指静脈パターンを照 合することにより、当行との間の銀行取引について当行が本人 またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用しま す。
- (2) 生体認証を利用して行う取引等は、ICキャッシュカード対応 自動機等による次に掲げる取扱いとします。ただし、代理人に よる銀行取引等は、次に掲げる取扱いのうち、預金口座からの 預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しお よび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行 が必要と認めた場合に限ります。
- ① 預金口座からの預金の払戻し
- ② 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
- ③ 届出事項の変更、暗証番号の変更
- ④ 残高照会等の各種照会
- ⑤ 預金口座の解約
- ⑥ その他当行が必要と認めた場合